

タスク・シフティング 推進に関するヒアリング資料

2019/6/14 作成



公益社団法人 日本義肢装具士協会

1. 現在医師や医師以外の職種が担う業務のうち、義肢装具士に移管可能な業務について

	業務内容	現行 実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
1	足部ケア①： 足底部潰瘍の免荷	医 師 看護師	患者一人 あたり 1回20分程度	現行法では認められていない行為であるが、日本義肢装具士協会および日本下肢救済足病学会等の認定を受けた義肢装具士にのみ業務移管が可能と思われる。
2	足部ケア②： 足趾の爪切り・胼胝等の研磨	医 師 看護師	患者一人 あたり 1回20分程度	同上
3	切断術後のドレッシング等、断端 形成	医 師 看護師	患者一人 あたり 1回20分程度	義肢装具士法で明確に示されていない行為であるが、ギプスによる採型行為と同等の行為であるため義肢装具士に業務移管が可能と思われる。
4	切断者への断端管理に関する指 導	医 師 看護師	患者一人 あたり 1回20分程度	義肢装具士法で明確に示されていない行為であるが、本項目について義肢装具士は十分な知識を有しているため業務移管が可能と思われる。
5	障害者総合支援法による補装具 費支給における完成用部品の選 択等、義肢装具等補装具の仕 様に関する決定	医 師	障害者一人 あたり 1回20分程度	義肢装具士は、障害者の状態や生活環境を把握し、これに見合う義肢装具の選択に必要な専門知識を有していることから医師業務の移管が可能と思われる。
6	障害者総合支援法による補装具 費支給における義肢装具等補装 具の適合判定	医 師	障害者一人 あたり 1回20分程度	義肢装具士法による義肢装具士の業務に「義肢装具の適合」があり、臨床現場で専門業務として既に行えていることから、義肢装具士に業務移管が可能と思われる。

2. 現在、義肢装具士が担う業務のうち、他職種に移管可能な業務について

	業務内容	移管先 実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
1	義肢装具の提供に伴う事務業務	医療事務職 (メディカルクラーク)	患者一人につき 20分程度	義肢装具に関連する療養費の支給申請に係る一連の事務業務、患者への説明についてはメディカルクラーク等の専門職が十分な知識を有しており、また、医療機関においてこれらを業務として行う立場にあると思われることから。

3. 新たに業務移管を受けた際の質の確保について

	業務内容	質確保対策案
1	足底部潰瘍の免荷	日本義肢装具士協会及び関連学術団体による専門認定制度による研修プログラムを修了し、当該認定試験に合格した義肢装具士へのみ業務移管を認めること。 また、医療現場においては担当医師をはじめ関連専門職との連携に基づき業務を遂行することにより質の確保を行う。
2	糖尿病患者等の足趾の爪切り・胼胝等の研磨	同上
3	切断術後の断端浮腫抑制のためのドレッシング	同上
4	切断者への断端管理の指導	同上
5	障害者総合支援法による補装具支給における義肢装具の構成要素の決定	扱いに高度な専門性が求められる障害については、日本義肢装具士協会及び関連学術団体による当該専門分野の認定制度による研修プログラムを修了し、認定試験に合格した義肢装具士へのみ業務移管を認めることにより質の確保を行う。
6	障害者総合支援法による補装具支給における義肢装具の適合判定	同上

4. タスクシフト推進に関する課題について

	業務内容	課題
1	足底部潰瘍の免荷	義肢装具士は、行為を行う医療機関の専属ではなく、外部事業所からの派遣であるため、外来通院患者の患部に問題が生じた場合の即時対応が困難であると考えられる。また、義肢装具士養成機関では、義肢装具士の潰瘍の取扱いに関する教育を必修としていないところも散見されるため、これを是正する必要がある。
2	糖尿病患者等の足趾の爪切り・胼胝等の研磨	同上
3	切断術後の断端浮腫抑制のためのドレッシング	特になし
4	切断者への断端管理の指導	特になし
5	障害者総合支援法による補装具支給における義肢装具の構成要素の決定	特になし
6	障害者総合支援法による補装具支給における義肢装具の適合判定	特になし

5. タスクシフト先進事例・国外との業務比較について

OECD諸国の義肢装具士との業務比較において、特に下記の不足がみられる

- ・患者、障害者の評価プロトコルの確立
- ・義肢装具のアウトカム評価
- ・義肢装具装着訓練及び指導
- ・義肢装具適合部位の創傷管理